



平成20年5月1日

各 位

会社名 中部飼料株式会社
 (コード番号 2053 東証・名証第一部)
 代表者名 取締役社長 平野 宏
 問合せ先 常務取締役管理本部長
 西村 広 司
 (TEL 0562-33-2102)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成20年5月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成20年6月27日開催予定の第61期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する不適切な買収を防止し、もって当社の企業価値・株主共同の利益を確保及び向上させるためには、当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)を導入することが不可欠と考えております。

このような対応策につきましては、株主の皆様のご意向を確認した上で導入することが望ましいと考え、買収防衛策の基本方針を株主総会の決議により定めることができる旨定款に定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容はつぎのとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第19条～第44条(各条省略)</p>	<p>第19条(株主総会の決議事項)</p> <p><u>当社の株主総会においては、法令または定款に定めがある事項をその決議により定めるほか、買収防衛策の基本方針をその決議により定めることができる。</u></p> <p>2 前項における買収防衛策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず新株または新株予約権の発行を行うことにより当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、買収防衛策としての新株または新株予約権の発行決議を行うなど、買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。</p> <p>第20条～第45条(現行どおり)</p>

以上